

# 建物総合共済約款

## 第1章 共済目的の範囲及び共済責任期間

（共済目的の範囲）

- 第1条** 共済目的は、組合員の所有又は管理する建物（建物の基礎工事部分、畳、建具その他の従物及び電気・ガス・水道・暖房・冷房設備その他これらに準ずる建物の附属設備を含みます。）とします。
- 当該建物は、建物共済加入申込書に共済目的とする旨を記載していないときは、共済目的には含まれません。
- 建物に付属する門、扉、欄その他の工造物
  - 建物に収容されている家具類が所有又は管理するもの
  - 前項の規定により、家具類を共済目的とした場合において、組合員（この組合との間に建物共済の共済関係を有する旨を記載したとき）、同じく世帯に共同して生活が所有又は管理する家具類は、建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載していないときは、共済目的に含まれます。
  - 次に掲げる物は、前3項の規定にかかわらず、共済目的に含まれません。
    - 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する自動車
    - 通貨、有価証券、預貯金証券（預金証書又は貯金証書を含みます。以下同様とします。）、印紙、切手、乗車券、その他これらに準ずるもの
    - 貴金属、宝玉石、宝石、書画、骨とう品、彫塑物その他の美術品で1個又は1組の価額が30万円を超える物
    - 株券、設計書、図案、ひな型、模型、複製、証書、帳簿その他これらに準ずるもの
    - 動物、植物その他の生物
    - 営業用什器備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに準ずる物
    - テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他これらに準ずるもの
    - 船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含みます。）及び航空機
    - 建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載している物

（共済責任期間）

- 第2条** 共済責任期間は、1年（建物共済加入申込書において共済責任期間を1年未満としている場合はその期間）とし、組合員がこの共済約款（共済約款）を締結し又は引継ぎ保険金をいいます。以下同様とします。）を払い込んだ日（第4項の共済証券とこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合はその日）の午後4時から始まり、末日の午後4時に終わります。
- 前項の規定にかかわらず、組合員が建物共済加入申込書に記載された共済責任期間の開始日以降に共済掛金等払い込んだ場合の共済責任期間は、払い込んだ日の午後4時から始まります。
- 3 共済責任期間が満了後であっても、この組合は、共済掛金の払込み前に発生した事故による損害又はその事故が発生し得たに非ずして費用に對しては、共済金（損害共済金の共済金、特別費用共済金の共済金、損害防止費用共済金及び先火災見舞費用共済金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。
- 4 この組合は、共済関係が成立した場合は、組合員に共済証券を交付します。

（備考）

第4項の共済証券は、農業共済組合組織共済規程別紙の基準（平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知）第117条第1項の書面をい。以下同じ。

## 第2章 共済金を支払う場合

（損害共済金を支払う場合）

- 第3条** この組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって共済目的に生じた共済価額（事故が発生した場所及び時における共済目的の価額をいいます。以下同様とします。）の減少（以下「損害」といいます。損害は消滅又は避減に必要な処置によって共済目的に生じた共済価額の減少を含みます。以下同様とします。）に対して損害共済金を支払います。
- 火災
  - 落雷
  - 破裂又は爆発（気体又は蒸気の急激な膨張を伴う破壊又はその現象をいいます。以下同様とします。）
  - 建物の外部からの物体（雨、雪、ひょう、あられ、砂じん、おしん、煤煙その他これらに類するものを除きます。）の落下、飛来、衝突又は墜落。ただし、第2項の事故による損害を除きます。
  - 給排水設備（スプリンクラー設備及び装置を含みます。）に発生した事故及び組合員以外の者が占有する戸室で発生した事故に伴う漏水、放水又は出水による水ぬれ。ただし、第2項の事故による損害を除きます。
  - 強盗（強盗、窃盗又はこれらの未遂をいいます。以下同様とします。）によって共済目的に発生した損害又は汚損
  - 暴風及びこれに類似の暴風行動に伴う暴力行動又は破損行為
- 2 この組合は、この約款に従い、自然災害（台風、地震、突風、暴風雨、洪水、竜巻、干ばつ、高潮等の風水害、降雪、雪崩れ等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地陥り、地盤、突及び津波その他これらに類する自然現象を含みます。以下同様とします。）によって共済目的に生じた共済価額の減少（防災又は避減に必要な処置によって共済目的に生じた共済価額の減少を含みます。以下同様とします。）に対して、損害共済金を支払います。
- 3 前項の地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）による損害は、次のものを含みます。
- 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発による損害
  - 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発が延焼又は拡大した火災損害
  - 火災、破裂又は爆発が地震等によって発生し又は拡大した火災損害

（残存物取付け費用共済金を支払う場合）

**第4条** この組合は、この約款に従い、前条（損害共済金を支払う場合）の損害を受けた共済目的の残存物の取壊し費用、取付け掛掃費及び搬出費用（以下「残存物取付け費用」といいます。）に対して、残存物取付け費用共済金を支払います。

（特別費用共済金を支払う場合）

**第5条** この組合は、この約款に従い、第3条（損害共済金を支払う場合）第1項の損害を受けた場合において、それぞれの事故によって共済目的の損害割合（共済価額に対する損害の割合をいいます。以下同様とします。）が80％以上となったときに特別に要する費用に對して、特別費用共済金を支払います。

（損害防止費用共済金を支払う場合）

- 第6条** この組合は、この約款に従い、共済目的について組合員が第32条（損害防止義務）第2項の規定により第3条（損害共済金を支払う場合）の損害の防止又は軽減のために必要な費用（以下「損害防止軽減費用」といいます。）を負担した場合は、次の各号に掲げる費用（その費用に係る物の損害について、第3条（損害共済金を支払う場合）の損害として認められた場合を除きます。）に対して、損害防止費用共済金を支払います。
- 消火活動のために費消した消火薬剤等（水を含みます。）の再取得費用
  - 消火活動に使用したにより損壊した物（消火活動に従事した者の着用物品を含みます。）の修復費用又は再取得費用
  - 消火活動のために緊急に投入された人員又は器材にかかわる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用又は謝礼に属するものを除きます。）

（先火災見舞費用共済金を支払う場合）

**第7条** この組合は、この約款に従い、共済目的から発生した火災、破裂又は爆発によって第三者（他人が所有する物を建物共済に付する組合員を含み、その物の所有者を生計を共にする同居の親族を除きます。以下の条において同様とします。）が所有する物（その物が物産であるときは、その所有若しくは占有若しくは所有若しくは占有する構内にも限ります。）について減少、滅失及び汚損が発生した場合に、それによって生じる見舞金等その他費用に對して、先火災見舞費用共済金を支払います。ただし、次の各号の場合を除きます。

- 共済目的から発生した火災、破裂又は爆発の場合であっても、共済目的の所有者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共有部分を含みます。）において第三者が所有又は占有する物から発生した火災、破裂又は爆発が発生した場合
- 第三者が所有する物に発生した滅失、損害又は汚損の場合であっても、煙災又は臭気発生による損害である場合

## 第3章 共済金の支払額

（損害共済金の支払額）

- 第8条** この組合が損害共済金を支払うべき損害の額は、共済価額によって定めます。
- 2 この組合が支払う損害共済金の額は、次の表の額（表中の共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とします。）とします。

- 第3条（損害共済金を支払う場合）第1項の損害が発生した場合

区 分	損害共済金の額
共済金額が共済価額の80％以上であるとき	損害の額（共済金額を限度とします。）
共済金額が共済価額の80％未満であるとき	損害の額 × <span><span>    共済金額 共済価額 × 80 %   {\displaystyle {\frac {共済金額}{共済価額}}\times 80\%}  </span></span> （共済金額を限度とします。）

- 第3条（損害共済金を支払う場合）第2項の自然災害から地震等による災害を除いた災害によって損害が発生した場合

区 分	損害共済金の額
損害の額が共済価額の80％以上であるとき	損害の額 × <span><span>    共済金額 共済価額   {\displaystyle {\frac {共済金額}{共済価額}}}  </span></span>
損害の額が共済価額の80％未満であるとき	損害の額 − <span><span>    共済価額の5 % に相当する額   {\displaystyle 共済価額\times 5\%}  </span></span> × <span><span>    共済金額 共済価額   {\displaystyle {\frac {共済金額}{共済価額}}}  </span></span>

- 第3条（損害共済金を支払う場合）第2項の地震等によって損害が発生した場合

区 分	損害共済金の額
損害の額 × <span><span>    共済金額 × 0.3 共済金額   {\displaystyle {\frac {共済金額}{共済金額}}\times 0.3}  </span></span>	損害の額 × <span><span>    共済金額 × 0.3 共済金額   {\displaystyle {\frac {共済金額}{共済金額}}\times 0.3}  </span></span>
損害の額は、建物に係る損害（建物の損害割合が5％以上となった場合に限ります。）の額と家具類に係る損害（家具類の損害割合が70％以上となった場合又は家具類を収容する建物の損害割合が70％以上となった場合）に類するものとの合計額とします。	
3 組合員が故意又は重大な過失によって第32条（損害防止義務）第1項及び第2項の規定による損害が発生した場合は、損害の額から防止又は軽減することができる認められた額を差し引いた得た額を損害額とします。	
4 損害共済金の算出の基礎となる共済価額及び損害の額は損害が発生した場所及び時における価額によるものとしこの組合が決定します。	

（残存物取付け費用共済金の支払額）

- 第9条** この組合は、第3条（損害共済金を支払う場合）の損害共済金の10％に相当する額を限度として残存物取付け費用の残存物を再取得するに要する費用を支払います。
- 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき残存物取付け費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

（特別費用共済金の支払額）

- 第10条** この組合は、共済金額（共済金額が共済価額を超えときは、共済価額に相当する金額とします。）の10％に相当する額を特別費用共済金として支払います。ただし、1回の火災事故につき、1建物ごとに200万円を限度とします。
- 2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき特別費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

（損害防止費用共済金の支払額）

- 第11条** この組合は、損害防止費用共済金として、次の算式（共済金額が共済価額を超えときは、共済価額に相当する金額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、損害防止軽減費用の額を限度とします。

損害防止費用共済金の額	=	損害防止軽減費用の額	×	共済価額	× 80%
-------------	---	------------	---	------	-------

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき損害防止費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

（先火災見舞費用共済金の支払額）

**第12条** この組合は、先火災見舞費用共済金として、第7条（先火災見舞費用共済金を支払う場合）の損害が発生した世帯又は法人（以下「被災世帯」といいます。）の敷に「被災世帯あたりの支払額（20万円）を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の火災事故につき、共済金額（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額とします。）の20％に相当する額を限度とします。

- 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき先火災見舞費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。
- （他の共済関係等がある場合の共済金の支払額）

**第13条** 共済目的について第3条（損害共済金を支払う場合）の損害又は第4条（残存物取付け費用共済金を支払う場合）から第7条（先火災見舞費用共済金を支払う場合）までの費用に對しては保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係（以下「重複契約関係」といいます。）がある場合において、この共同関係と重複契約関係の保険責任額（重複契約関係がいちものとして算出した重複契約関係の合計額が共済金の総額より一部又は全部に掲げる支払限度額を超えるときは、次の算式により共済金を支払います。ただし、重複契約関係の合計額に関する全部又は一部が支払われず支払限度額に満たない場合は、第3条（損害共済金の支払額）から第12条（先火災見舞費用共済金の支払額）の金額を限度に支払限度額に満たない額を加算した額を支払います。）

- 第3条（損害共済金を支払う場合）から第7条（先火災見舞費用共済金を支払う場合）までの共済関係に係る支払責任額（先火災見舞費用共済金を支払う場合）の共済金額 = 支払限度額 × それぞれの重複契約関係に係る支払責任額の合計額
- 前項の規定にかかわらず、組合員に対して、前項により支払うこととなる共済金の全部又は一部が他の重複契約関係から既に支払われているときは、その額を差し引いた額を、その共済関係より支払う共済金の額とします。
- 第1項の場合において、第4条（残存物取付け費用共済金を支払う場合）の残存物取付け費用共済金とその他の重複契約関係がないものとして支払責任額を算出するに当たっての損害共済金の額は、第8条（損害共済金の支払額）第2項の規定を適用して算出した額とします。
- 前3項の場合において、損害が2種類以上の共同事故によって発生したときは、同種の共同事故による損害ごとにこれらの規定を適用します。

## 第4章 共済金を支払わない場合

（共済金を支払わない損害）

- 第14条** この組合は、次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。
- 組合員又はその者の法定代理人（組合員が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関、以下この条において同様とします。）の故意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、第40条（他人の所有する物を建物共済に付した場合）の規定により、他人の所有する物を建物共済に付したときは、組合員又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害。
  - 組合員を生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害（その親族の組合員に共済金を取得させる目的があった場合を除きます。）
  - 組合員でない者が共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害（他の者が受け取るべき金額については除きます。）ただし、第40条（他人の所有する物を建物共済に付した場合）の規定により、他人の所有する物を建物共済に付したときは、その者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害。
  - 第3条（損害共済金を支払う場合）の事故の際における共済目的の損失又は差額
  - 共済目的の引渡又は欠陥によって発生した損害
  - この組合は、次に掲げる事由（次に掲げる事由によって発生した第3条（損害共済金を支払う場合）の事故が延焼又は拡大した場合及び発生原因のいん問を問わず同種の事故が次に掲げる事由によって延焼又は拡大した場合を含みます。）に対しては、共済金を支払いません。
    - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
    - 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、毒性その他の有害な特性又はこれらの放射性に起因する事故

（共済金を支払わない場合）

- 第15条** この組合は、次の場合には、共済金を支払いません。
- 組合員が第31条（損害発生の場合の手続）第1項の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合に生じた共済金額の減少を含みます。以下同様とします。）に対して損害共済金を支払います。
  - 組合員が第32条（損害防止義務）第3項の指示に従わなかった場合
  - 第20条（重大事由による解除）第1項により解除した場合
  - 組合員が共済金の支払請求手続を3年間怠った場合
  - 第27条（告知・通知義務の承継の場合）の規定により共済掛金等が追加徴収になる場合において、この組合の請求に対し組合員が支払を怠った場合

## 第5章 告知義務・通知義務等

（告知義務）

**第16条** 組合員は、加入申込みの際、建物共済に係る共済関係を成立させたこととされる損害の発生の可能性に関する重要事項のうち、組合が建物共済加入申込書若しくは告知書を作成した告知事項について、事実を告知しなければなりません。

（告知義務による解除）

- 第17条** 建物共済加入申込書の告知事項について組合員が故意若しくは重大な過失によって事実を告げず又は不実のことを告げた場合、この組合は、その共済関係を解除することができます。
- この組合は、次の規定は、この共済関係を解除することとします。
- 前項の規定は、次の場合には適用しません。
    - 前項の告げなかった事実又は告げたことがなかった場合
    - 共済関係の成立の当時、この組合がその事実若しくは不実のことを知っている場合、又は過失によってこれを知らなかった場合
    - 組合員が第3条（損害共済金を支払う場合）の損害を支払う前に、告知書をもって真正なことをこの組合に申し出て、この組合がこれを承認した場合
    - この組合が解除の原因を知った時（正当な理由によって解除の通知ができない場合には、解除の通知ができる時）から1カ月を経過した時
  - 前項の規定にかかわらず、第3条（損害共済金を支払う場合）の損害を支払った場合
  - 既に共済関係を解除して共済金を支払った場合
  - 組合員が第3条（損害共済金を支払う場合）の損害を支払う前に、告知書をもって真正なことをこの組合に申し出て、この組合がこれを承認した場合
  - この組合が解除の原因を知った時（正当な理由によって解除の通知ができない場合には、解除の通知ができる時）から1カ月を経過した時

**第18条** 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、組合員はその事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、その責めに帰すべきことでない事由によるときはその発生が認められた後遅滞なく、その旨をこの組合に通知して共済証券承認の取書を提出しなければなりません。ただし、その事実がなかった場合は、組合員の通知は必要ありません。

- 共済目的について他の保険者又は共済事業者が行う者第3条（損害共済金を支払う場合）の事故を担保する共済契約又は保険契約を締結すること
- 共済目的を譲渡すること
- 共済目的を解体すること
- 共済目的が第3条（損害共済金を支払う場合）の事故以外の原因により破損したこと
- 共済目的である建物を改築し、増築し、若しくはその構造を変更し、又は引続き5日以上にわたって修繕すること
- 共済目的である建物を30日以上にわたって空室又は無人とすること
- 共済目的を他の場所へ移転すること。ただし、第3条（損害共済金を支払う場合）の事故を占めるために他に搬出した場合の5日以内については、この限りではありません。
- 共済目的の用途を変更すること
- 前9号のほか、告知事項の内容に変更を生ずる事故が発生したこと
- 組合員が損害の通知を怠った場合には、この組合は、その事実が発生した時又は組合員がその発生を知った時この組合が承認する損害共済金を取らぬことのために発生した損害（ただし、前項第3号、第5号、第6号、第8号又は第9号の事実が発生したときは、その事実の発生により増加した危険に比べて発生した損害に限ります。）については、共済金を支払いません。ただし、前項第5号、第8号又は第9号の事実が発生したときにおいて、変更後の共済掛金率等が変更前の共済掛金率等より高くなつたときは、この限りではありません。
- この組合は、第1項の事実が発生した場合（前項ただし書の規定に該当する場合は除きます。）には、その事実を承認したときを除き、共済関係を解除することができます。
- この組合が第1項の通知を受けた後7日以内にその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしないときは、その事実を承認したものとみなします。
- この組合が前項による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもって行います。

- 第19条** この組合は、前条（告知義務）第1項各号の事実の発生により危険増加（これに補することとされる損害の発生の可能性が高くなり、建物総合共済に係る共済金の基礎となる当該損害の発生の可能性を計算して算出される共済掛金の額に不足する状況を生じ）が生じたときに、前項の通知がなかった場合は共済関係を解除することができます。ただし、前項ただし書の場合は除きます。
- 前項に基づくこの組合が前項の解除の原因を知った日から1カ月経過したときは消滅します。

- 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は第23条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、解除となした事実が発生した時から解除された時までに発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合はその共済金の返還を請求することができます。
- 前項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもって行います。
- （重大事由による解除）

- 第20条** この組合は、次のいずれかに該当する場合は、共済関係を解除することができます。
- 組合員（共済目的の所有者を含みます。以下の条において同様とします。）が、この組合にこの共済関係に基づく共済金を支払わせようとする旨として損害を発生させ、又は発生させようとした場合
  - 組合員が、この共済関係に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとした場合
  - 前2号のほか、この組合の組合員に対する信頼を損ない、この共済関係の存続を困難とする重大な事由がある場合
  - 前項による解除が損害が発生した後に行われた場合において、この組合は第23条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までの事由が発生した時から解除された時までに発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。
  - 第1項による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもって行います。

（共済目的の調査拒否による解除）

- 第22条** 組合員が相当な理由がないのに、前条（共済目的の調査）の調査を拒んだ場合には、この組合は、共済関係を解除することができます。
- 前項に基づくこの組合の解除権は、前項の拒否の事実があった日から1カ月以内に行なわないときは消滅します。
  - 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもって行います。
- （共済関係の解除の効力）
- 第23条** 共済関係の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

## 第6章 共済関係の失効等

- 第24条** 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、共済関係は、その事実が発生した時からその効力を失います。
- 共済目的が第3条（損害共済金を支払う場合）の事故以外の原因によって滅失したこと
  - 共済目的が第3条（共済金を支払わない損害）の事由によって滅失したこと
  - 共済目的が解体されたこと
  - 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合は、第39条（共済関係の承継）第1項の規定により共済関係が承継し

たときを除き、その共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失います。

（超過共済による共済金額の減額）

- 第25条** 建物共済の共済関係の成立時において、共済金額が共済価額を超えていたことにつき組合員が故意であつて重大な過失がなかつたときは、組合員は、その超過部分について、当該共済関係を取消することができます。
- 2 建物共済に係る共済責任期間の開始後共済金額が著しく減少したときは組合員は、組合員に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができます。

## 第7章 共済掛金等の追加返還等

（危険の減少の場合）

**第26条** 共済関係の成立後、この共済関係により、減少する当該損害の発生の可能性が著しく減少した場合は、組合員は、組合員に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少する当該損害の発生の可能性に對してその共済掛金に至るまでの減額を請求することができます。

2 前項の規定により、共済掛金の減額を行う場合には、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

（告知・通知義務の承認の場合）

**第27条** 第16条（告知義務）、第18条（通知義務）第1項又は第20条（共済関係の承継）第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、別に定めることにより、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額をすることができます。

（共済掛金の返還―解除の場合）

- 第28条** 第17条（告知義務違反による解除）第1項、第20条（重大事由による解除）第1項又は第31条（損害発生の場合の手続）第4項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、共済掛金等とは返還しません。
- 2 第18条（告知義務）第3項、第19条（危険増加による解除）第1項又は第22条（共済目的の調査拒否による解除）第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済金額から既に経過期間に對してこの組合の定める係数をもちて計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。
- 3 第18条（告知義務）第3項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合において、解除の事実の発生が組合員の責めに帰すべき事由によるときは、この組合は共済金額のうち未経過期間に對して日割りをもって計算した金額を返還します。
- 4 第19条（告知義務）第3項、第19条（危険増加による解除）第1項及び第22条（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が組合員の責めに帰すべき事由によるときは、払込みを受けた共済掛金から既に経過期間に對してこの組合の定める係数をもつて計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。
- 5 第18条（告知義務）第3項、第19条（危険増加による解除）第1項及び第22条（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が組合員の責めに帰すべき事由によらなときは、共済掛金のうち未経過期間に對して日割りをもって計算した金額を返還します。

（共済掛金の返還―失効の場合）

**第29条** 第24条（共済関係の失効）の規定により共済関係が失効した場合において、その失効の原因が組合員の責めに帰すべき事由によるときは、この組合は共済金額のうち未経過期間に對して日割りをもって計算した金額を返還します。

（超過共済による共済金額の減額の効力）

**第30条** この組合は、第25条（超過共済による共済金額の減額）第1項により共済関係が取り消された場合は、共済関係の成立の時までに對して取り消された部分に對する共済掛金を返還します。

2 取り消された部分に對する共済金額の減額）第2項により、共済金額の減額を行う場合は、共済掛金のうち未経過期間に對して日割りをもって計算した金額を返還します。

## 第8章 損害の発生

（損害発生の場合の場合）

**第31条** 組合員は、共済目的について共済金の支払を受けるべき損害があると認められた場合は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければなりません。

2 共済目的について第3条（損害共済金を支払う場合）の損害が発生した場合は、この組合は、その共済目的について必要な事項を調査することができます。

3 組合員は、この組合が第1項の損害に関して要求した書類を作成し、損害の発生を通知した日から30日以内にこの組合に提出しなければなりません。

4 組合員が第1項の通知を怠り、故意若しくは重大な過失によって不実の通知をし、正当な理由がないのに第2項の調査を妨害し、第3項の書類を提出し不実の記載、又は書類を偽造若しくは変造した場合は、この組合は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもってこの共済関係を解除することができます。

（損害防止義務）

**第32条** 組合員は、共済目的について通常すべき管理その他の損害の防止を怠ってはなりません。

2 組合員は、第3条（損害共済金を支払う場合）の事故が発生した場合又はその原因が発生した場合は、損害の防止又は軽減に努めなければなりません。

3 この組合は、組合員に第2項の損害の防止又は軽減のため、特に必要な処置をすべきことを指示することができます。この場合は、当該指示による必要な処置によって、組合員が負担した費用はこの組合が負担します。

（残存物）

**第33条** この組合は、共済目的の全部が滅失した場合において、組合員がその共済目的について有する権利を取得しません。ただし、この組合は、その権利を得る旨の通知を受けたときは、共済金を支払うことができます。この限りではありません。

2 組合員は、この組合が要求した場合は、前項の規定によりこの組合が取得した権利の保全及び行使のために必要な証拠書類の提供その他の行為をしなければなりません。この場合は、当該要求による必要な行為のため組合員が負担した費用はこの組合が負担します。

（評定人及び審判人）

**第34条** 共済価額は損害の額について、この組合と組合員又は共済金を受け取るべき者との間に争が生じた場合は、その争いは他の問題と分離して、これを當事双方が書面をもって選定した各1名ずつの評定人の裁判に任せるものとし、評定人の間で意見が一致しないときは、評定人及び当事双方に1名の審判人を選定しなければなりません。

2 前項の判断又は選定に関する費用及び評定人又は審判人に対する報酬は、當事双方がこれを負担するものとし、その負担の割合は（第1項による）権利の取得額とします。

（第三者に対する権利の取得）

**第35条** この組合（損害共済金を支払う場合）の損害が第三者の行為によって発生した場合において、この組合が共済金を支払ったときは、この組合は、組合員がその損害につき第三者に對して有する権利（以下この条において「組合員債権」といいます。）について、次の各号の額を限度に組合が組合員に代わって取得するものとします。

- 組合員が損害の額的全額を共済金として支払った場合と、組合員債権の全額
- 前号以外の場合は、組合員債権の額から、共済金が支払われている損害の額を差し引